

農山漁村における 再生可能エネルギーの導入促進について



令和6年1月

農林水産省
中国四国農政局
経営・事業支援部
食品企業課

1 - 1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
(農山漁村再生可能エネルギー法) が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。

【法の趣旨】

農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

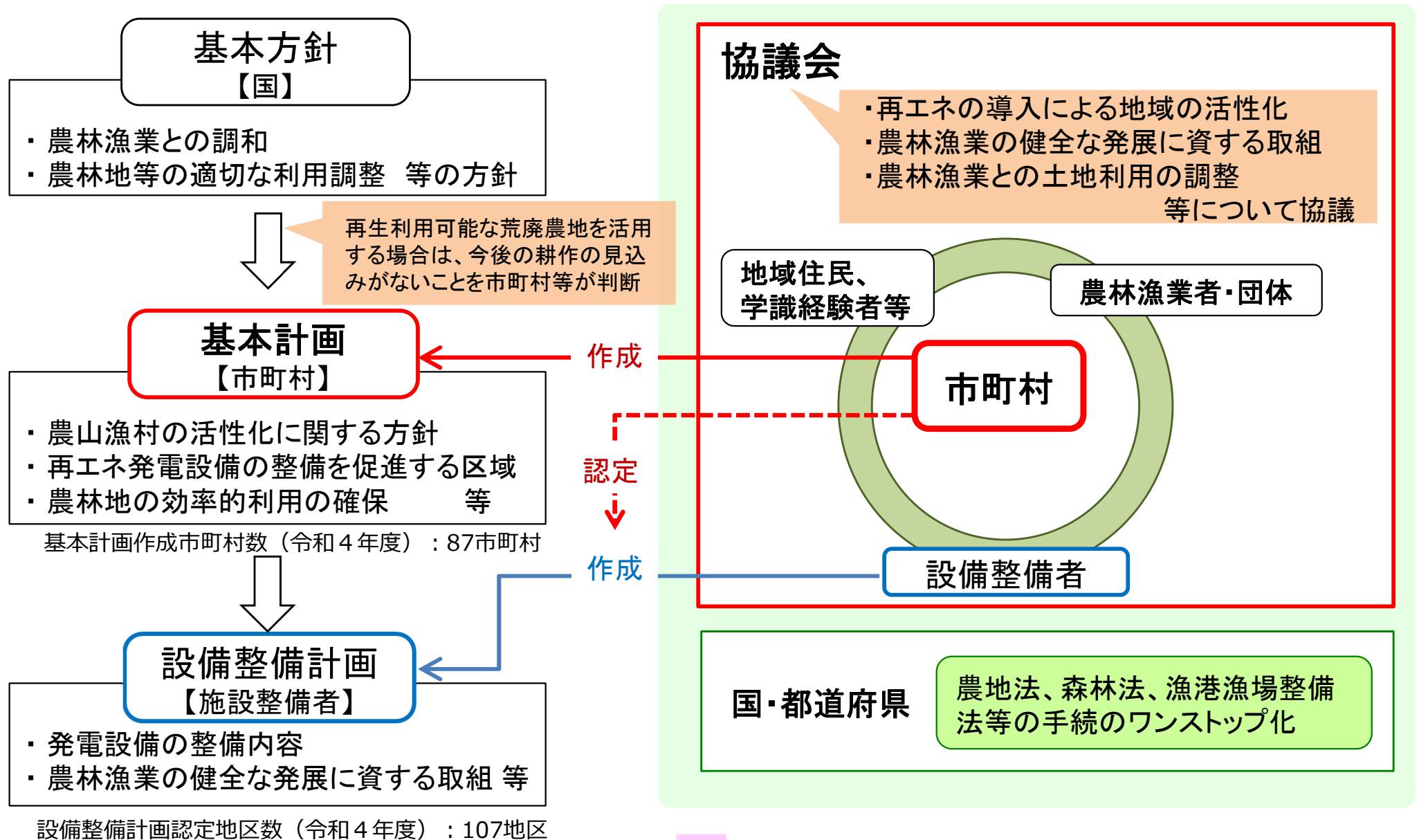
関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村委対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

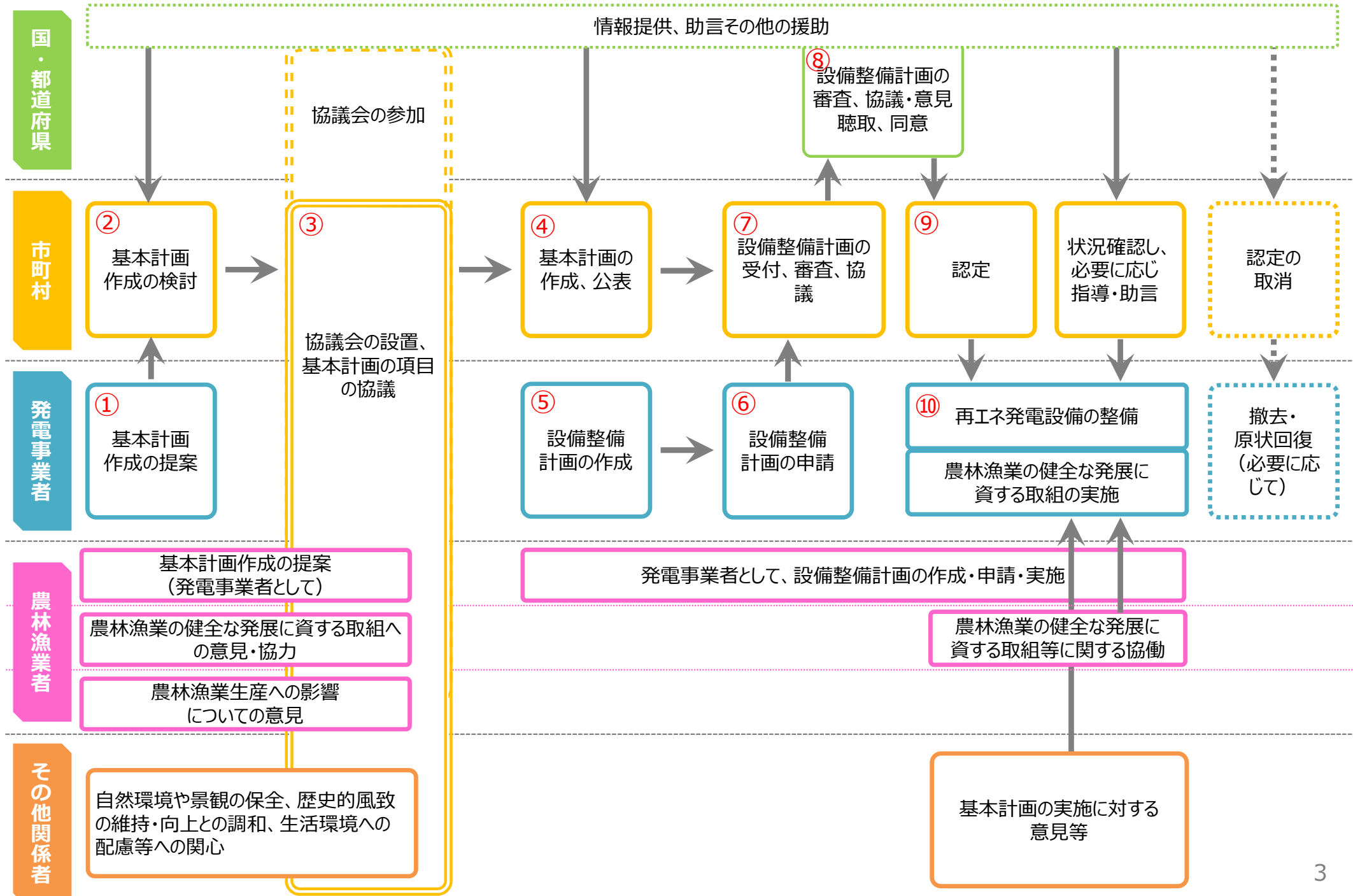
1 - 2 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

(農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度)



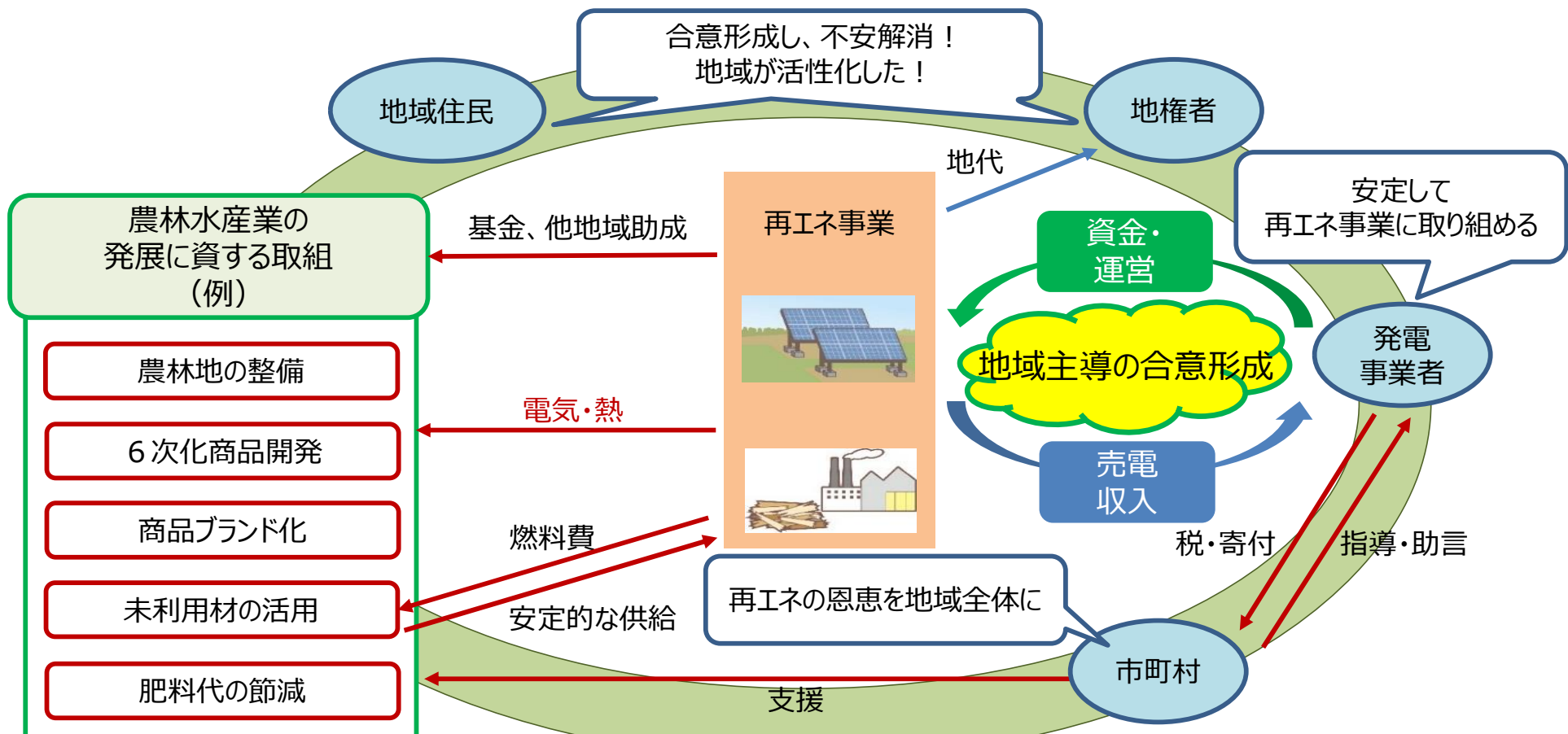
農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

1-3 農山漁村再生可能エネルギー法の概要 (法に基づく流れ)



1-4 農山漁村再生可能エネルギー法の概要 (活用メリット)

- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）



(参考) 農山漁村再エネ法における再エネ発電設備の設置に係る農地転用の取扱いについて

平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「（規制改革について）既往の閣議決定事項を着実に推進」

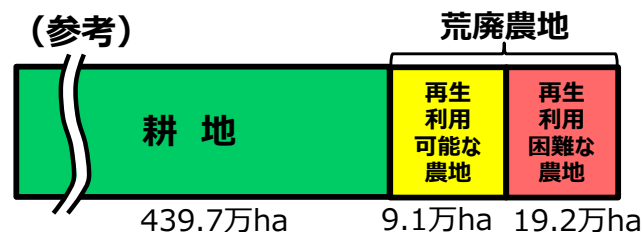
再エネ法関係（省令・基本方針）

再エネ法に基づく再エネ発電設備整備区域（「整備区域」）に、第1種農地を設定する場合の基準を規定（農用地区域には設定不可）

○再エネ発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地（赤）
- ② 再生利用可能な荒廃農地（黄）のうち、耕作を行う者を確保することが見込めず、今後耕作が見込めない土地

（参考）



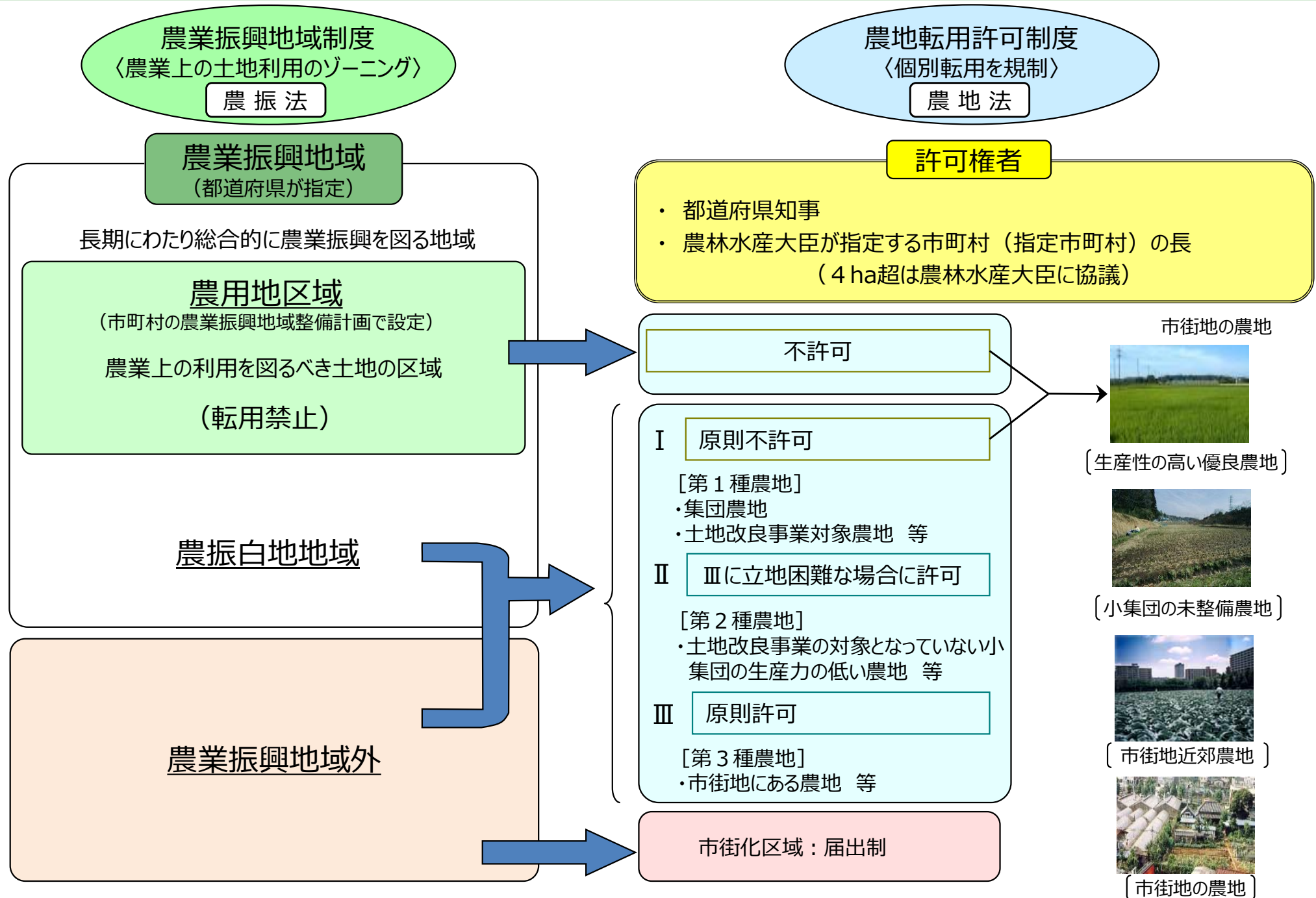
農地法関係（省令）

左の整備区域内で再エネ法に基づく設備整備計画（事業者の計画）に従って整備される再エネ発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加（これにより、再エネ法に基づく県又は指定市町村の同意が可能に）

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、県又は指定市町村との農業上の土地利用調整が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会（関係農林漁業者等により構成）において協議が調ったものであること

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要

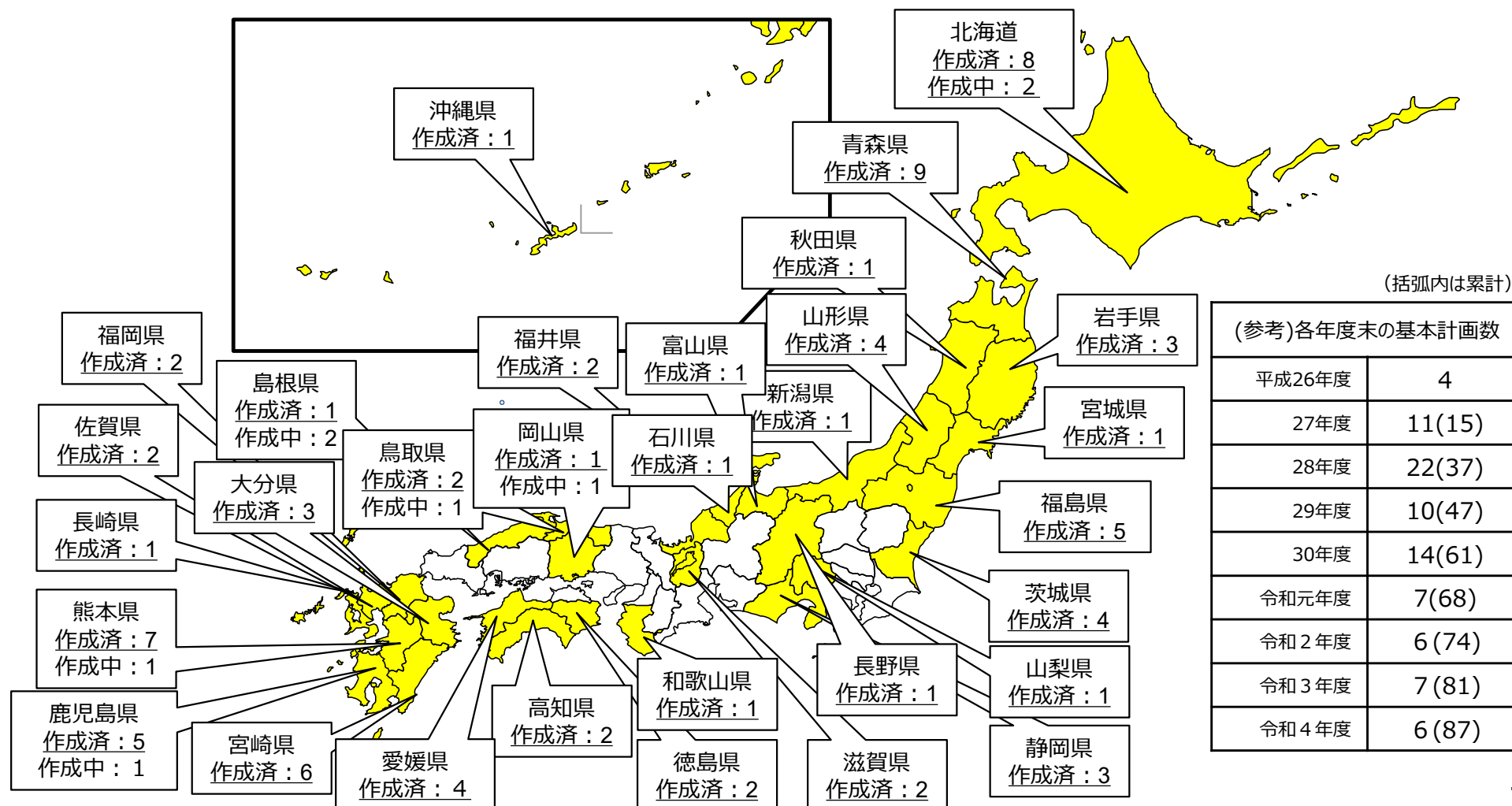


1-5 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

（令和5年3月末現在、農林水産省調べ）

（市町村数）

基本計画を作成済	基本計画を作成中
87	8



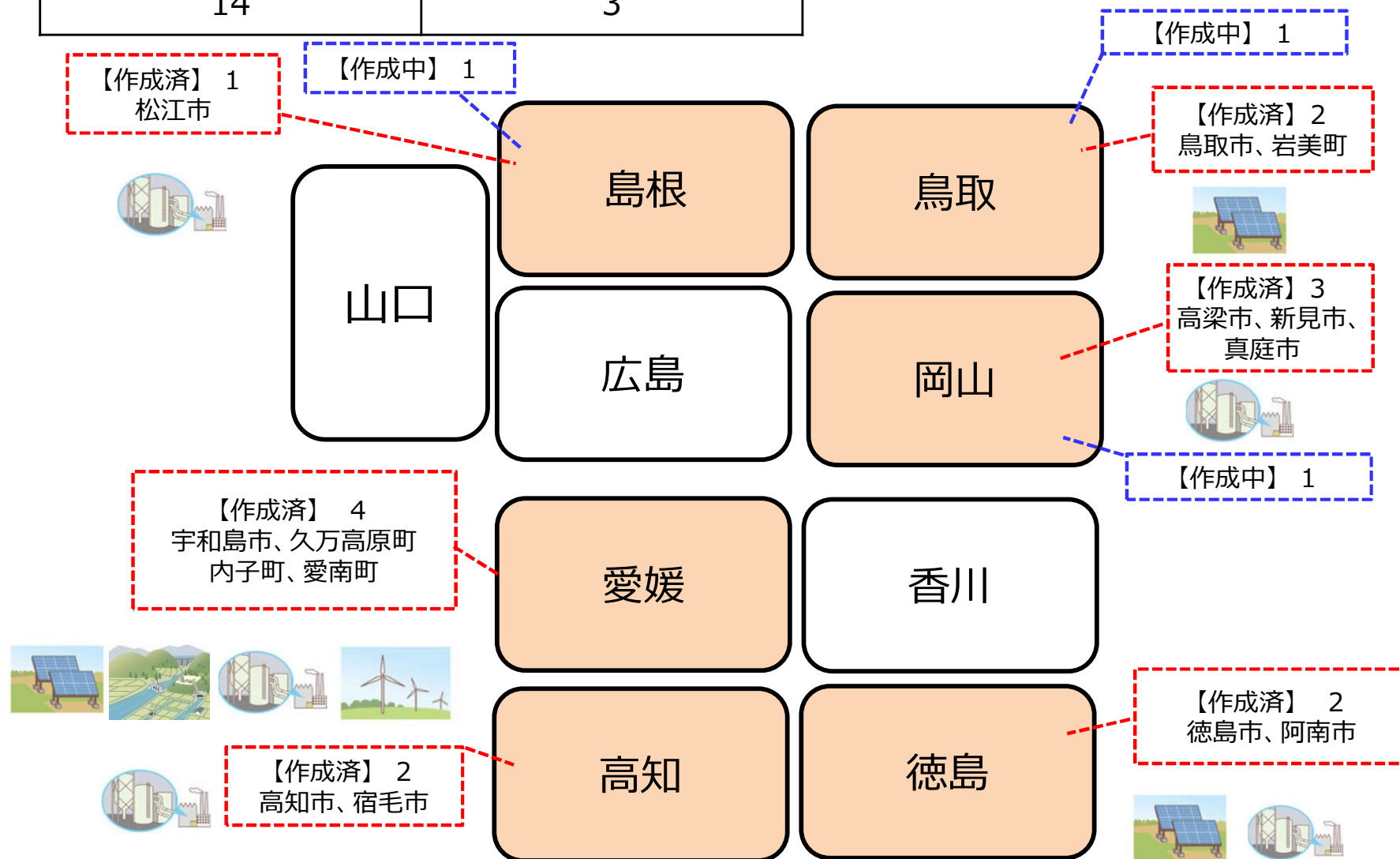
1 - 6 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（中国四国）

（市町村数）

基本計画を作成済	基本計画を作成中
14	3

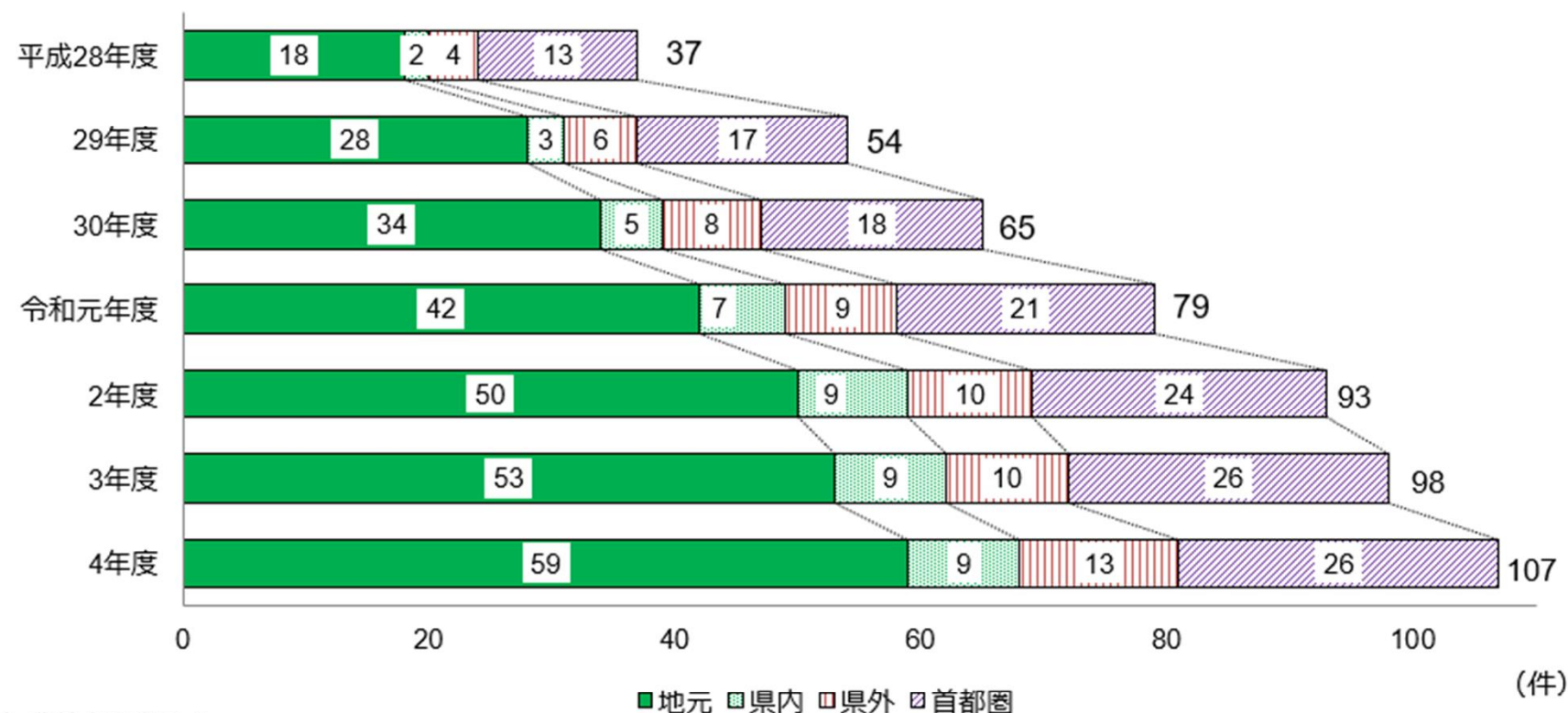
（令和5年12月末現在）



1-7 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した発電設備の設置主体

- 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置数は年々増加。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、県内企業と合わせると過半数となる一方、県外企業や首都圏企業も一定の割合を占めている状況。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体（設備整備計画の認定数）



(出典) 農林水産省調べ

注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
一部公共団体を含む。
県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの
(地元企業を除く)。

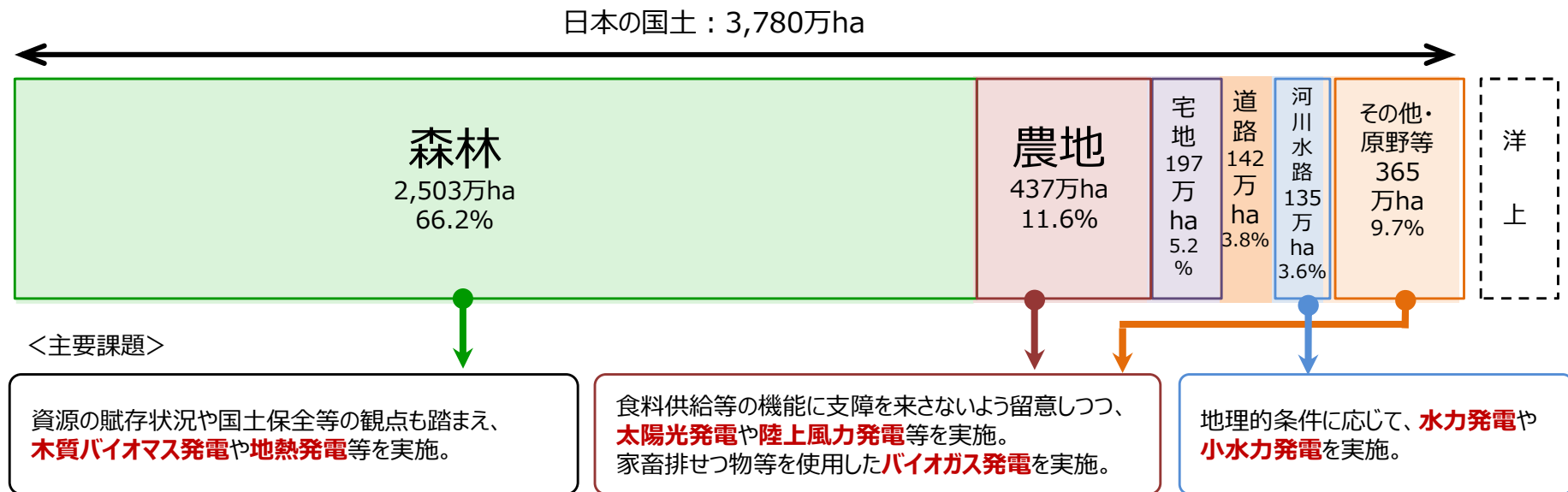
県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。
首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

※令和4年度の実績の集計において、一部重複計上されているものが確認されたため、過年度に遡って設備整備計画の認定数、設置主体の内訳を訂正した

1-8 農山漁村における再生可能エネルギー発電のポテンシャル

- 国土の大宗を占める農山漁村は、森林資源等の土地、水、バイオマスなどの資源が豊富に存在し、再生可能エネルギー利用の面で高いポテンシャルを所有。
- こうした資源を活用した再生可能エネルギー電気の導入を促進し、地域の活力向上及び持続的発展を図ることが重要。

○ 国土の構成



(資料) 国土交通省「国土の利用区分別面積」令和2年調査より作成

(参考) 固定価格買取制度 (電源種毎の調達価格及び調達期間)

電源	調達区分		1 kWhあたり調達価格/基準価格				調達期間/ 交付期間	
			2022年度	2023年度 4月～9月	2023年度 10月～3月	2024年度		
太陽光	入札制度適用区分		入札制度により決定				20年	
	50kW以上(地上設置)(入札制度対象外)		10円	9.5円		9.2円		
	10kW以上50kW未満(地上設置)		11円	10円		10円		
	50kW以上(屋根設置)		10円	9.5円	12円	12円		
	10kW以上50kW未満(屋根設置)		11円	10円	12円	12円		
	10kW未満		17円	16円		10年		
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)		下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス		39円	35円		20年
	間伐材等由来の木質バイオマス	20,000kW以上	間伐材、主伐材		32円			
		20,000kW未満			40円			
	一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料	10,000kW以上 (入札制度適用区分)	製材端材、輸入材、剪定枝、パーム椰子殻、パームトランク等		入札制度により決定			
		10,000kW未満			24円			
	農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料(入札制度適用区分)		パーム油、カシューナッツ殻油		入札制度により決定			
	建設資材廃棄物		建設資材廃棄物(リサイクル材)、その他木材		13円			
廃棄物・その他バイオマス		剪定枝、木くず、紙、食品残さ、廃食用油、黒液		17円				
電源	区分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	期間	
風力	陸上風力(50kW以上)		入札制度により決定				20年	
	陸上風力(50kW未満)		16円	15円	14円	13円		
	陸上風力(リブレース)		14円	13円	—	—		
	着床式洋上風力		29円	入札制度により決定		—		
	浮体式洋上風力		36円					
水力	5,000kW以上30,000kW未満		20円	16円		—	20年	
	1,000kW以上5,000kW未満		27円			—		
	200kW以上1,000kW未満		29円					
	200kW未満		34円					
水力 概設導水路活用型	5,000kW以上30,000kW未満		12円	9円		—	20年	
	1,000kW以上5,000kW未満		15円			—		
	200kW以上1,000kW未満		21円					
	200kW未満		25円					
地熱	15,000kW以上		26円				15年	
	リブレース	15,000kW以上 全設備更新型		20円				
		15,000kW以上 地下設備流用型		12円				
		15,000kW未満		40円				
	リブレース	15,000kW未満 全設備更新型		30円				
		15,000kW未満 地下設備流用型		19円				

1-9 基本方針に規定する政策目標

- 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（令和元年7月改正）では、再エネの取組目標を規定

令和5年度
目標

再生可能エネルギーを活用し農林漁業の発展を図る取組実施地区の再生可能エネルギー
電気・熱に係る収入等の経済的な規模 **600億円** ※およそ総農家の約2割程度の消費電力相当

- 600億円目標にむけた実績額の推移

農林水産省調べ（単位：億円）

平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	...	5年度
187	258	297	372	448	521		600

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針
（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）（抜粋）

第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項

2 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年（令和5年）度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを旨とする。

1-10 農山漁村再生可能エネルギー法の概要（国の定める基本方針）

- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）
- 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 農山漁村再生可能エネルギー法が施行後5年となったことから、附則第2条に基づき令和元年7月に改正

主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標
【意義】 農山漁村の自立的発展や、食料供給・国土保全等の機能を持つ農林漁業上の適正な調整、再生可能エネルギー事業の地域共生
【目標】 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー・熱に係る収入等の経済規模600億円(令和5年度)
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進のための施策に関する基本的事項
【国による総合的な施策】 モデル事例や法に基づく特例措置に関する知見の提供、地方農政局等への相談窓口の設置等
【都道府県による施策】 再生可能エネルギーの賦存状況や立地条件等に関する情報提供や技術的助言、許可権限を有する規制に関する情報提供等
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギーの発電のための利用との調整に関する基本的事項
・ 設備整備区域は未利用地等を優先的に設定し、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲とする。
・ 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
・ 協議会等を通じ、農林漁業者等の意見を十分聴き、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容や役割分担を具体的に定めること
・ 具体的な取組例（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備等）
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項
・ 設備整備区域の設定、農林地所有権移転等促進事業、協議会の構成・協議事項、設備整備計画の認定、原状回復等
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの発電の促進に際し配慮すべき重要事項
・ 自然環境、景観の保全との調和、周辺住民の生活環境に対する配慮など

2-1 営農型太陽光発電（概要・制度）

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、**営農を継続しながら発電を行う取組**。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

2-2 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い、促進策

- 営農型太陽光発電は、営農の適切な継続と農地の上部での発電をいかに両立していくかが取組の鍵。
- 営農型太陽光発電設備の設置には農地法に基づく一時転用の許可が必要で、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 平成30年5月に農地転用許可の取扱いを見直し、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合等には一時転用許可期間を3年以内から10年以内に延長。その他優良事例の周知等の促進策を発表。
- さらに、令和2年度末に、荒廃農地を再生利用する場合は、おおむね8割以上の単収を確保する要件は課さず、農地が適正かつ効率的に利用されているか否かによって判断するよう見直し。

農地転用に係る取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- ・ 一時転用期間が一定の期間内となっているか

一時転用期間が10年以内になるケース

次のいずれかに該当するときは10年以内(その他は3年以内)

- 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- 荒廃農地を活用する場合
- 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

- ・ 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- 営農が行われていること
- 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	荒廃農地を再生利用した場合 (令和3年3月31日改正)
基準	同年の地域の平均的な単収と比較して おおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること (農地の遊休化、捨作りをしない)

- ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- ・ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ(最低地上高2m以上)であるか
- ・ 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置に設置されているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や労働力不足等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

- ・ 報告の結果、営農に著しい支障がある場合には、設備を撤去して農地に復元

優良事例の周知等

① 優良事例の周知等

優良事例をウェブサイト等で紹介するほか、チェックリストを作成、周知

② 相談窓口

相談窓口を設置し、農業者等からの問合せに対応

③ 資金調達の円滑化

地域の金融機関に対して営農型太陽光発電の促進策について情報提供

④ 悪質なケースへの対応

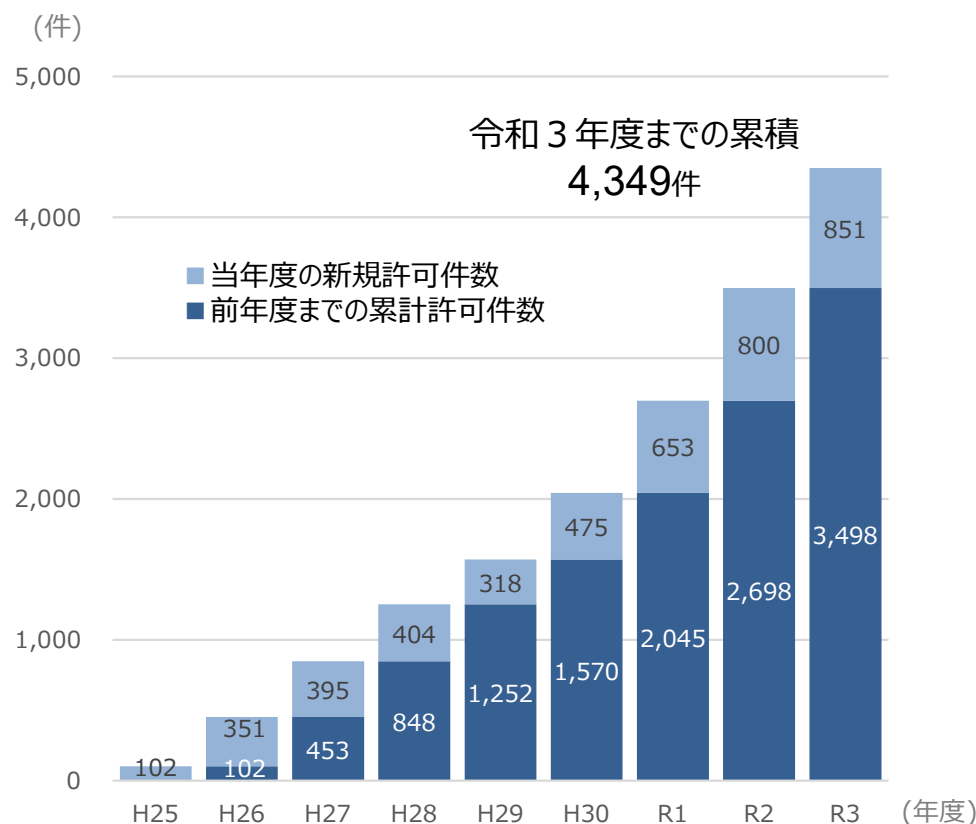
一時転用許可に違反する悪質なケースに対し、農地法に基づく改善指導等やFIT法上の措置を講ずる

2-3 営農型太陽光発電の取組状況



- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地転用許可実績は、令和3（2021）年度までに**4,349件、1,007.4ha**。
- 太陽光発電設備下部の農地で生産されている農作物は様々。

営農型太陽光発電設備を設置するための
農地転用許可件数



下部農地での栽培作物
(件数ベース)

